### (あて先) 小牧市長

# 未登記家屋等名義人変更申請書

下記のとおり、小牧市固定資産課税台帳所有者名義人の変更を申請します。

1		は記入しないでください。
---	--	--------------

② 相続等により固定資産の所有者が変わったときは、通知書番号が変わりますので、必ず口座振替の変更手続きをお願いします。

建物の表示		所	在	小约	<b></b>					
		用	途		I I		1		1	
		構	造		! !				1	
		面	積		m² l		$ m m^2$	m	2 I l <sub>I</sub>	m²
		番	号							
変更の理由				相続	売買	贈与	その	)他(	)	)
			印鑑	証明						
Ž.	添付書類 (※裏面参照)		遺産	分割協	議書等の写	il				
			売買	契約書	の写し					
			その	也 (				)		
	新名義人	住	所							
		氏	名					(実	(印)	
申		連組	各先	Tel						
≑主		通:	知書番	号			地区課税	į	_	
請	旧名義人	住	所							
人	(相続の場合	氏	名					(実	(印)	
	押印しなく	連維	各先	Tel		_	_			
	てもよい)	通	知書番	号			地区課税	i	_	

受	
付	

ľ	決	課長		課長補佐	係 長	主査	係	
	仄							
	裁							
	·							

## 家屋の名義人変更について

- ① 土地・家屋の固定資産税は、相続・売買・贈与などがあった場合、真実の所有者に名義を 変更して課税しなければなりません。
- ② 家屋は、登記されていない場合も多々あり、また、登記されている家屋でも相続・売買・贈与などで所有者が変更になったとき、所有権移転の手続きがされない場合があります。
- ③ 登記・未登記の家屋を、相続及び未登記家屋を売買・贈与(登記家屋の売買・贈与は所有権移転の登記手続きを行ってください。)した場合、「未登記家屋等名義人変更申請書」を提出していただき、名義人(納税義務者)の変更をします。
- ④ この変更は、納税義務者としての名義人変更であり、法務局の登記の変更とは異なります。
- ⑤ 相続の場合は、遺産分割が確定しましたら速やかに下記資料を添付して申請してください。 なお、登記家屋を相続した場合は、所有権移転の登記手続きを行ってくださるようお願い します。

## 未登記家屋等名義人変更の添付書類

- 1. 相続の場合(①または②のいずれかとする。)
  - ① 遺産分割協議書の写し 又は、

権利者以外の法定相続人全員の権利放棄書の写し

② 上記写しがない場合

相続人がわかる書面

- ★被相続人(亡くなられた方)の除籍謄本
- ★相続人(新所有者)の戸籍謄本など
- ★相続人(新所有者 [権利者]) の印鑑登録証明書

#### 2. 売買の場合

- ① 売買契約の成立を証する書面の写しなど
- ② 譲渡人及び譲受人の印鑑登録証明書

### 3. 贈与の場合

- ① 贈与契約の成立を証する書面の写しなど
- ② 贈与者及び受贈者の印鑑登録証明書

#### 【問合せ先】

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地 小牧市役所市民生活部資産税課家屋係

電話 直通 (0568) 76-1177

代表(0568)72-2101 内線177・269・274